

日本大学三島高等学校・中学校 いじめ防止・対応基本方針

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日施行

第 1 章 いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。特に近年は、インターネット（パソコン・携帯電話・スマートフォン等を使用してのメール・ブログ・LINE・Facebook・Twitter 等）を利用しているいじめ増加が顕著であり、その未然防止、早期発見、対応が難しくなっている。

以下は、教職員が認識すべき基本的な事項である。

- ①いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ②いじめはどの生徒にも、どのクラスにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③いじめはその行為により、暴行・恐喝・強要などの刑罰法規に抵触する。
- ④いじめは教員には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤いじめは学校の教育方針・教員の生徒観・指導の在り方等が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを持っていることが多い。
- ⑦いじめは一部の教職員だけではなく、学校全体で組織的にその対応に取り組むべきである。

第 2 章 いじめの未然防止＝いじめを許さぬクラス・学校づくり

いじめ問題において、「いじめが起こらないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も大切である。そのためには、「いじめは、どのクラスにも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめが起こらない環境づくり」に取り組む必要がある。まず、いじめに限らず、問題が発生しにくいクラス環境を作ることが重要である。本校では、携帯電話・スマートフォンは学校に持ってくることは許可しているが、使用は禁止している。校則や社会全般のマナーを守り、『善いことは善い、悪いことは悪い』ということを実践できる集団作りを目指す。

いじめを含む人権教育はあらゆる教育活動において行われるべきで、そのことが、いじめ防止につながるという視点を持って日々の教育活動に携わるべきである。

1 クラス経営の充実

①SHR（ショートホームルーム）の活用

朝や帰りのSHR等において、日常の出来事等を題材に、いじめの予防に関する話題を提供する。

②LHR（ロングホームルーム）の活用

LHRを利用して、じっくりと、いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養う人権教育を行ったり、いじめ予防についてクラス全体で話し合ったりすることが大切である。

③自己肯定感や自己有用感の育成

クラスでは生徒各々が必ず役割を分担し、桜陵祭（文化祭）・体育大会等の学校行事の際には、できる限り集団の中で一人一人が活躍できる場をつくり、さらに部活動への参加を大いに推奨し、自己肯定感や自己有用感を育成する。

④担任と生徒の距離が適正なクラス経営

生徒の目線で話を聞くことは非常に大切であるが、生徒と担任が「なれあい」になっているクラスはいじめが発生しやすい傾向にあるとの研究結果がある。

2 教職員に対する研修の充実

「校内教員研修」において、事例研究を行ったり、外部講師を招いて講演会を開催し、いじめの予防対策に努める。

3 保護者への働きかけ

各地区ごとに開催される保護者会（総会・教育相談会・進路説明会等）において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の重要性などを具体的に理解してもらうために、『学年だより』や『学校新聞』などによる啓発活動も積極的に行う。

第3章 いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには日頃から教員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。教員は生徒たちの些細な言動から、小さな変化（SOS信号）を見逃さないように常にアンテナを高く保たなければならない。また、定期的なアンケート調査や個人面談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制・環境を整え、実態把握に努め、保健室・相談室（学校カウンセリング）等とも連携を図り、全教員で情報を共有し、保護者とも連携して取り組んでいく。

1 生徒やクラスの様子を知る＝『いじめの予兆』に気づく

①教員の「気づき」が基本

生徒達やクラスの様子を知るためには教職員の「気づき」が大切である。同じ目線で生徒たちと接し、その中で、生徒たちの些細な言動から友人関係の変化や微妙な精神状態の変化等を推し量ることができるような繊細な感性を持つことが要求される。

②実態把握の方法

生徒たちの個々の状況やクラス・学年の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることになる。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査やクラス内の人間関係を把握する調査などを実施する事が有効である。

2 具体的方法

- ①日々の観察
- ②アンケート調査
- ③教育相談（個人面談・三者面談）
- ④班日誌などへの記述のチェック
- ⑤保健室での観察
- ⑥相談室（学校カウンセリング）との連携
- ⑦保護者からの相談
- ⑧部顧問（コーチ）等からの報告・相談

3 いじめの分類（いじめの実態）と抵触する可能性のある刑罰法規

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる→脅迫・名誉棄損・侮辱
- ②仲間外れをされたり、集団で無視をされる→※刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする→暴行
- ④強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする→暴行・傷害
- ⑤金品をたかられる→恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする→窃盗・器物破損
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする→強要、強制わいせつ
- ⑧スマートフォン・携帯電話やパソコン等で誹謗中傷や嫌なことをされる→名誉棄損・侮辱

4. いじめのサイン

①ホームルーム

- (1)欠席・遅刻・早退が増える。
- (2)始業ギリギリの登校が目立つ。
- (3)表情がさえず、うつむきがちになる。
- (4)出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- (5)持ち物が見当たらなくなったり、落書きされたりする。

②授業中

- (1)教科書等の忘れ物が増える。
- (2)保健室やトイレに行く回数が増える。
- (3)グループ分けで孤立しがちである。
- (4)正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- (5)テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

③休み時間

- (1)教室や廊下などに一人でいたり、トイレ等にこもっていることもある。
- (2)今まで一緒だったグループから外れている。
- (3)わけもなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- (4)友達と一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友達についていく。
- (5)飲み物やパンなどを友達の分まで買って来る姿をよく見かける。

④清掃時

- (1)その生徒の机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- (2)他の生徒と一人だけ離れて清掃している。
- (3)みんなの嫌がる分担をいつもしている。
- (4)机などの目の前にゴミを捨てられる。

⑤放課後

- (1)部活動中、用具の片付けを一人でやっている。
- (2)下校が早い。もしくはいつまでも学校に残っている。
- (3)玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- (4)みんなの持ち物を持たされている。
- (5)普段の通学路を通らずに帰る。
- (6)靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

⑥その他

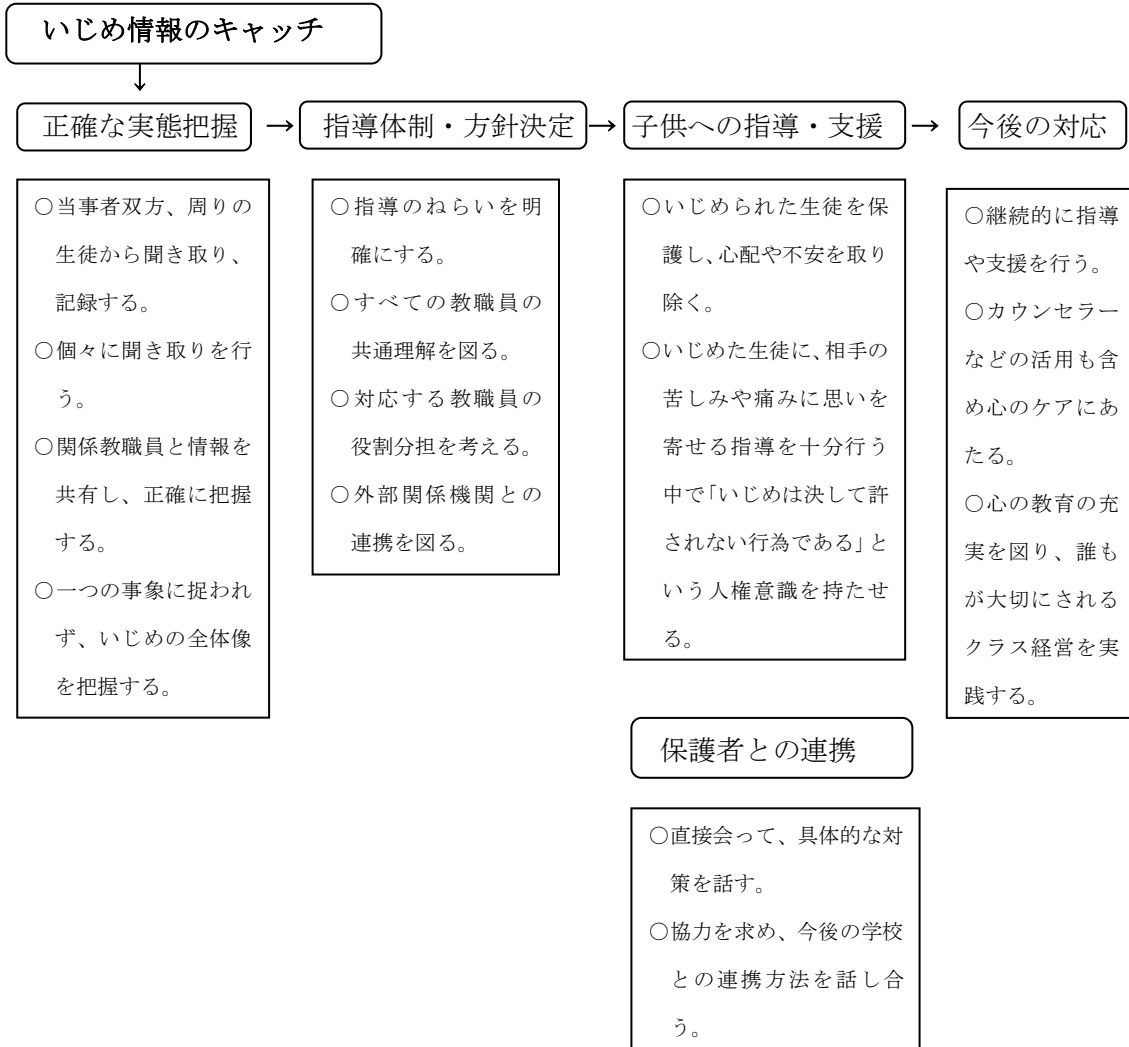
- (1)教科書や机、椅子、ロッカー、掲示物等にいたずらされる。
- (2)叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいをだされる。
- (3)教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- (4)提出物が遅れたり、不自然な忘れ物が目立つようになる。
- (5)危険な物（刃物等）を所持する。
- (6)保健室や相談室に行くようになる。

第4章 いじめに対する対応と指導・支援

いじめの兆候もしくはいじめを発見した時は、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじ

めの再発を防止するために日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的流れ



2 いじめ発見時の緊急対応（事実確認と支援・指導）

いじめを認知した教職員は即座にその場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。さらに、直ちに学級担任・生活指導部教員・学年主任・教頭等に連絡を取り、校長に報告する。＝**組織的対応**

※報告を受けた担任が陥りやすい傾向

- ・自分の責任と思いつめ、自分だけで解決しようとする。
- ・指導力が否定されたと感じる。
- ・解決を焦る。

①いじめられた生徒・いじめを報告した生徒への配慮

いじめられていると報告に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないようにし、場所や時間などに慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。いじめられている生徒やいじめ情報を報告した生徒を徹底的に守るために登下校、休み時間、放課後などにおいてもできる限り教職員の目の届く体制を整える。

②事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめ行為を行うに至った経過や心情等をいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者等第三者からも詳しい情報を得て、正確に把握する。尚、保護者対応は正確な事実関係を把握するために原則として複数の教員で丁寧に対応する。担任・学年生活指導部教員・学年主任・保健室職員・相談室カウンセラー・部顧問や教科担当・教頭等による教職員間の連携と情報提供を随時行う。

3 継続指導

- ①いじめが解消したとみられる場合でも、継続して十分な観察を行い、状況に応じた指導を続ける。
- ②カウンセラーや関係機関を活用し精神的なケアを行う。
- ③個人面談等を積極的に実施し、その後の状況について把握する。

第5章 インターネットによるいじめへの対応

1 インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板やSNS（LINEやFacebook, Twitter等）、ブログ等に発信する方法によりいじめを行う。

2 いじめの事例

- ①いじめられている生徒への誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
- ②いじめられている生徒の家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。
- ③いじめられている生徒の顔写真や個人情報などを書き込む。
- ④多数の同級生がメールで悪口などを送信する。

3 未然防止対策

※書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることを熟知させる。（当然、退学処分となり、学生としての身分を失効する。）

- ①業者に『スクールガーディアン』と称するネットパトロールを委託し、本校生徒や学

校を誹謗中傷するようなインターネット上の書き込みや個人情報の流出等を24時間体制で検索・リスク分類・削除依頼等を行っている。生徒の不適切な書き込みの抑止力にもなっている。

②専門家による『インターネット・マナー講座』を各学年ごとに開催し、SNSの正しい利用の仕方を理解させ、「インターネットへ書き込んだ瞬間から世界中に発信している」というリスク等も熟知させ、トラブル防止を図っている。

③保護者に対しては、地区保護者会等で『携帯電話やスマートフォンを第一義的に管理するのは家庭であり、子供を危険から守るためのルール作りを行うこと』等を検討するように勧める。

附則 この基本方針は平成30年4月1日から施行する。